

平成25年11月11日

政治資金規正法施行規則の一部を改正する 省令案に対する意見募集

総務省は、政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令案をとりまとめました。

つきましては、これらの案について、平成25年11月12日（火）から平成25年12月11日（水）までの間、意見を募集します。

1. 背景

登録政治資金監査人の登録の抹消に係る届出を行う際の添付書類に関して規定を整備するなど、登録政治資金監査人の登録等の手続について、所要の改正を行うものです。

2. 意見募集の対象及び意見募集要領

意見募集対象

別紙1「政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令案」

※ 詳細については、別紙2の意見募集要領をご覧ください。

3. 意見募集の期限

平成25年12月11日（必着）

（郵便についても、募集期間内の必着とします。）

4. 今後の予定

皆様からお寄せいただいた御意見を踏まえ、速やかに公布する予定です。

（連絡先）自治行政局選挙部政治資金課

（担当：小林補佐 阿部）

電話：03-5253-5578

FAX：03-5253-5583